

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

平成 31 年 2 月 21 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800079号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1800016号

## 第1 結論

昭和51年10月から同年12月までの請求期間及び昭和52年4月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年10月から同年12月まで  
② 昭和52年4月から同年6月まで

私の夫が、私に係る請求期間①及び②の国民年金保険料について、3か月ごとに金融機関で納付していたのに、年金記録では未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続は、オンライン記録により、請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和49年4月頃に行われていたものと推認できることから、請求期間①及び②の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、オンライン記録によると、昭和51年4月から昭和53年3月までの国民年金保険料については、当初は未納とされていたことが確認できるが、請求者から提出された保険料の領収証書(請求期間①及び②分を除く。)により、平成30年12月になって、昭和51年4月から同年9月までの期間、昭和52年1月から同年3月までの期間、及び同年7月から昭和53年3月までの期間の国民年金保険料について、納付済みと変更されており、請求期間①及び②当時における行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、請求者は、請求期間①及び②を除き国民年金加入期間(第3号被保険者期間を除く。)に国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと認められ、請求者が、各々3か月と短期間である請求期間①及び②の保険料を納付していたと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。